

公益社団法人香川県食品衛生協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人香川県食品衛生協会という。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、食品衛生思想の普及等を行うことにより、飲食に起因する感染症、食中毒その他の衛生上の危害の発生の防止を図り、もって公衆衛生の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食品衛生思想の普及啓発に関する事業
 - (2) 食品衛生上の自主管理推進に関する事業
 - (3) 食品衛生責任者の養成及び研修に関する事業
 - (4) 食品衛生指導員の育成及び活動支援に関する事業
 - (5) 食品衛生に関する情報の収集及び提供に関する事業
 - (6) 関係行政機関及び関係団体への食品衛生に関する事項についての協力事業
 - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、香川県において行うものとする。

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次のものをもって構成する。

- (1) 正会員 香川県内で食品関係の営業を営む個人又は法人で、この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 前号以外のもので、この法人の目的に賛同して入会したもの

- 2 この法人の社員は正会員の中から選出された代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。
- 3 代議員を選出するため、香川県内の保健所管轄の地区ごとに正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 4 代議員は、概ね会員100名につき1名とする。
- 5 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、第3項の代議員選挙に立候補することができる。
- 6 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することができない。
- 7 第3項の代議員選挙は、2年に1度、6月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）
- 8 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 9 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 10 第8項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 11 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利（定款閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (5) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対象表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 12 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責

任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(会員の資格の取得)

第6条 会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより、入会申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会 費)

第7条 会員は、この法人の目的を達成するため、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 前項の会費については、その2分の1以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

(任 意 退 会)

第8条 会員は、理事会の定めるところにより、退会申込みをし、いつでも任意に退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により、除名することができる。

- (1) この法人の定款、その他の規定に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由なく2年以上会費を滞納したとき
- (2) すべての代議員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは会員である団体が解散したとき

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が資格を喪失しても、既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び事業報告の承認

- (4) 定款の変更
- (5) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、通常総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要に応じて臨時総会として開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第16条 総会の議長は会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定める順序により、副会長がこれに当たる。

(定 足 数)

第17条 総会は、代議員の過半数の出席をもって成立する。

(議 決 権)

第18条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決 議)

第19条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 他の法人との合併又は事業全部の譲渡
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに、第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第20条 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について、他の代議員を代理人として議決権の行使を委任する場合における前2条の規定の適用については、その代議員は総会に出席したものとみなす。

(議 事 録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 役 員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理 事 20名以上31名以内

(2) 監 事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、法人法上の代表理事とする。

3 理事のうち6名以内を副会長、1名以内を専務理事、6名以内を常務理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長並びに専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は本会の理事を兼ねることはできない。

第23条の2 この法人の理事のうちには、理事いずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務および権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務を統括する。

3 会長、副会長、専務理事、常務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了までとする。

4 理事及び監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の議決によって解任することができる。

(役員報酬)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、報酬等として支給することができる。また、職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第28条の2 この法人に、3名以内の相談役を置くことができる。

2 相談役は、つぎの職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 相談役の専任及び解任は、理事会において決議する。

4 相談役の報酬は、無償とする。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が毎事業年度に2回以上招集する。

2 会長が欠けたとき又は事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定める順序により、副会長がこれに当たる。

(定 足 数)

第33条 理事会は、理事総数の過半数の出席により成立する。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第35条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印をする。

第 7 章 部 会

(部 会)

第37条 この法人の事業の円滑な推進を図るために必要があると認めるときは、理事会はその決議を経て、部会を設置することができる。
2 部会の委員は、理事会が選任する。
3 部会に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第 8 章 事 務 局

(事 務 局)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
2 事務局には事務局長及び所要の職員を置くことができる。
3 事務局長は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
4 前項以外の職員は会長が任免する。
5 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

第 9 章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条の2 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人

が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

（公告の方法）

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補 則

（委 任）

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は榊・久雪とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の施行後この法人の最初の代議員は第5条と同じ方法で平成25年2月に予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とし、最初の代議員に限り平成27年6月までの任期とする。
- 5 この規程は、平成27年2月9日から一部改正する。
この規程は、平成27年5月25日から一部改正する。
- 6 この定款は、公益認定を受けた後、平成29年4月1日より施行する。